

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第34回本部員会議 次第

日 時：令和3年3月29日(月)
14時30分～15時
場 所：危機管理センター
災害対策本部室

あいさつ

議 題

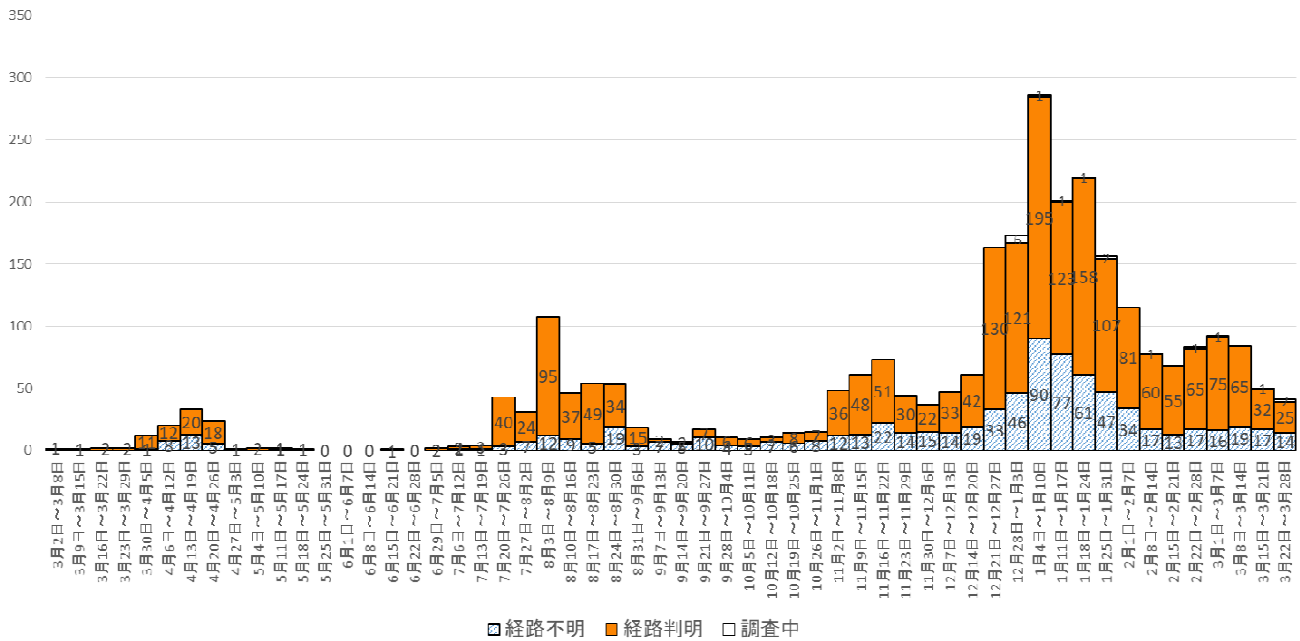
- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針について
 - ① PCR検査および積極的疫学調査の強化
 - ② 変異株監視体制の強化
 - ③ 医療提供体制の再構築
 - ④ ワクチン接種の推進
 - ⑤ 感染リスクを下げながら会食するポイント
- (3) その他

新型コロナウイルス感染症にかかる 県内の感染動向等について

県内の感染動向について(3/28現在)

1)①流行曲線(公表日別)

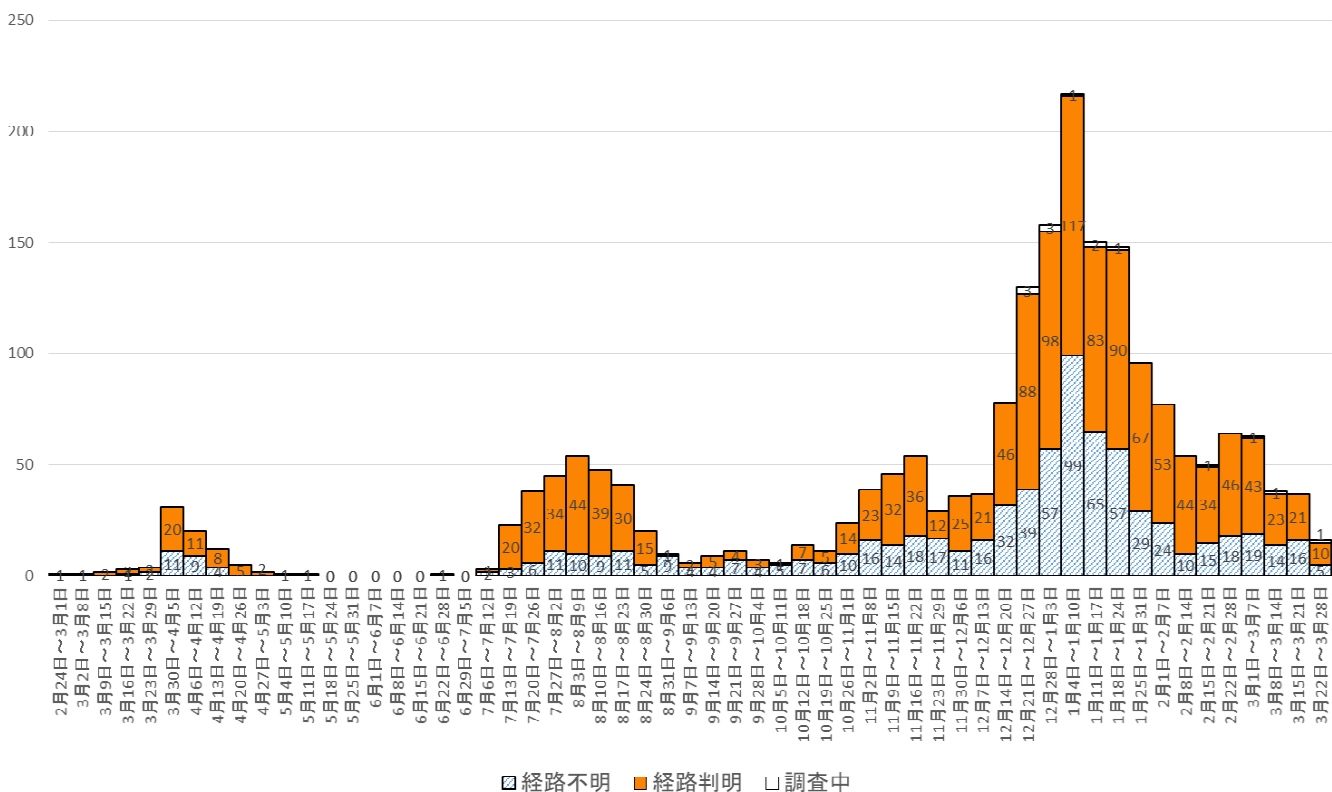
新型コロナウイルス感染症の流行曲線(公表日別)
3/28 16:30時点(週ベース)



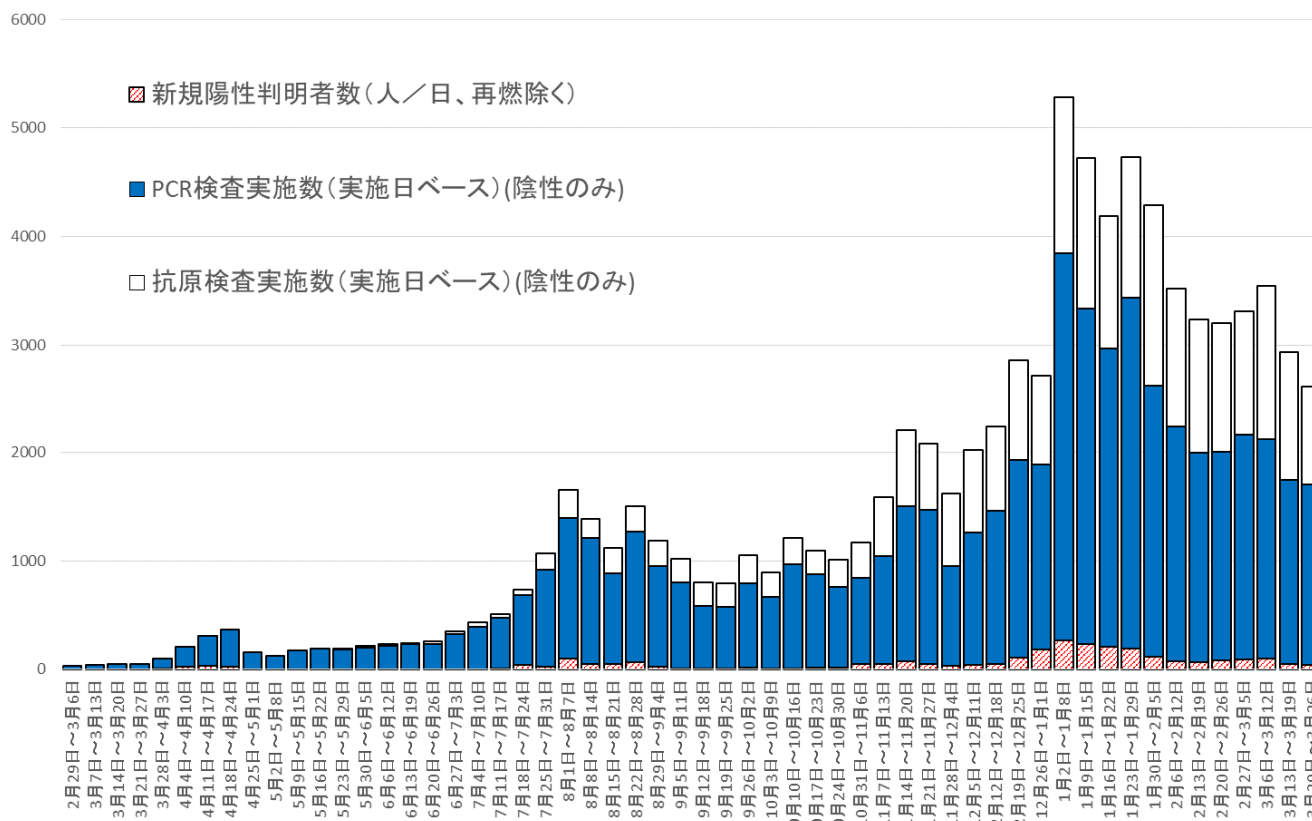
流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

②流行曲線(発症日別)(3月28日現在)

新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)
(無症状者は除く)3/28 16:30現在(週ベース)



2)PCR等検査の状況(陰性確認を除く)



3)陽性率(7日間移動平均)



- 陽性率の7日間の移動平均（その日までの7日間の平均）を見ると、3月26日現在の陽性率は1.7%でした。

4) 県内の病床数および宿泊療養施設の状況

	県内 病床数	入院者数				空床数	県内 宿泊療養 部屋数	療養者数			空数
			県内発生	その他				県内発生	その他		
総数	332	66	56	10	266	350	17	17	0	333	

5) 県内の陽性者発生状況

項目	陽性者数累計	現在 陽性者数	入院中				入院 予定等	宿泊 療養	退院等	死亡
			重症	中等症	軽症					
PCR検査数 60,358 (うち行政検査分 19,543) (うちその他検査分 40,815)	2,734	82	58	4	13	41	6 (うち自宅療養 2)	18	2,598	54
抗原検査数 25,486										

重症：人工呼吸器またはECMO(体外式膜型人工肺)が必要

中等症：酸素投与が必要または摂食不可能

軽症：無症状または酸素不要、摂食可能

6) その他県内の感染状況

① 病床のひっ迫具合	最大確保病床の占有率※1	18.8%	③直近1週間のPCR等陽性率※4	1.7%
	現時点の確保病床数の占有率※2	19.9%	④直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	2.9人
	うち重症者用病床の最大確保病床の占有率※3	12.0%	⑤直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※5	少ない
	うち重症者用病床の現時点の確保病床数の占有率	12.2%	⑥直近1週間における感染経路不明割合	34.1%
②人口10万人当たりの全療養者数		6.3人		

※1 最大確保病床の数(351床)に対する割合

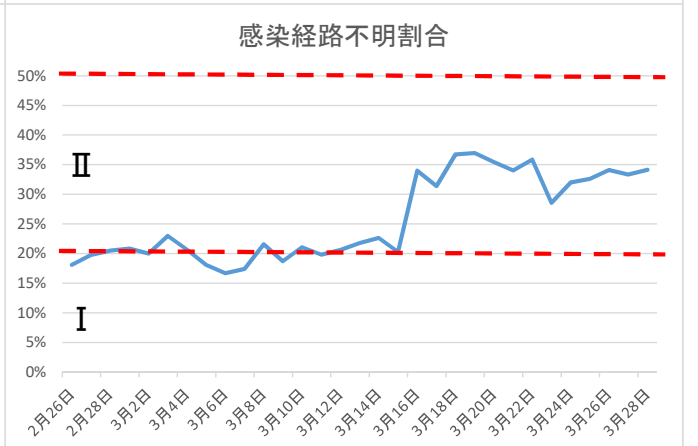
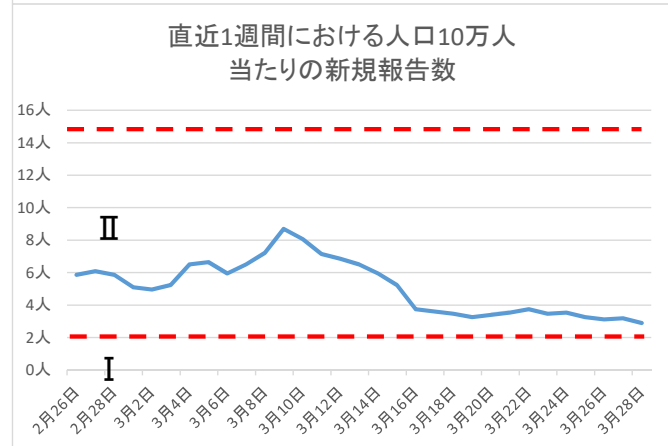
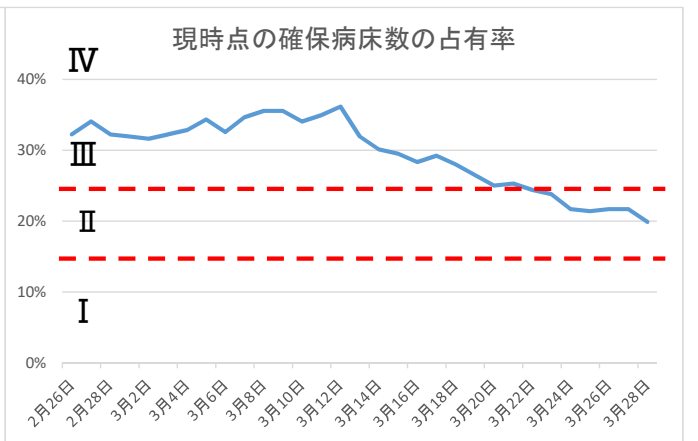
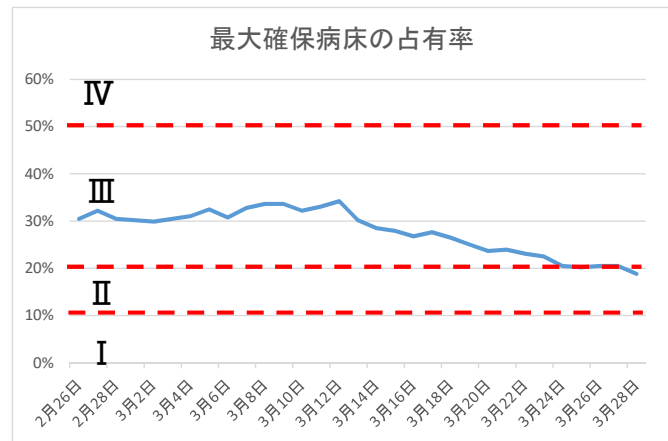
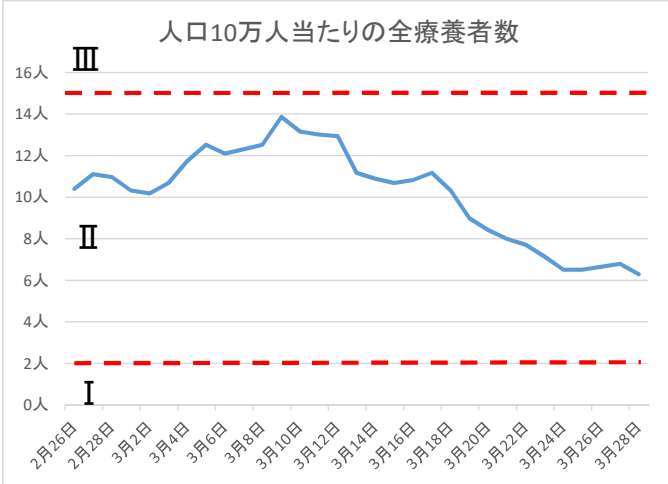
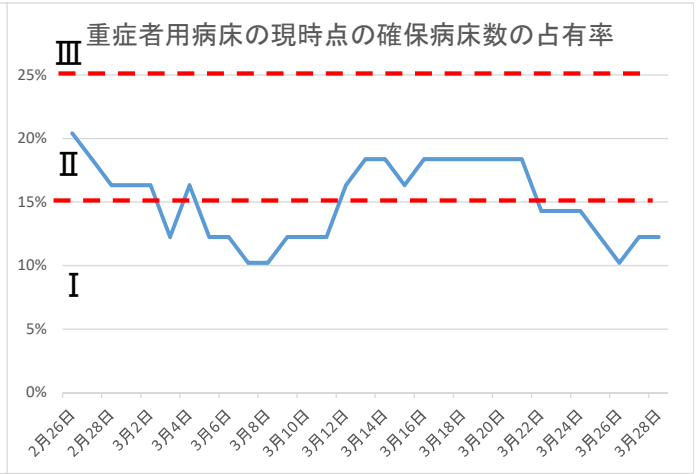
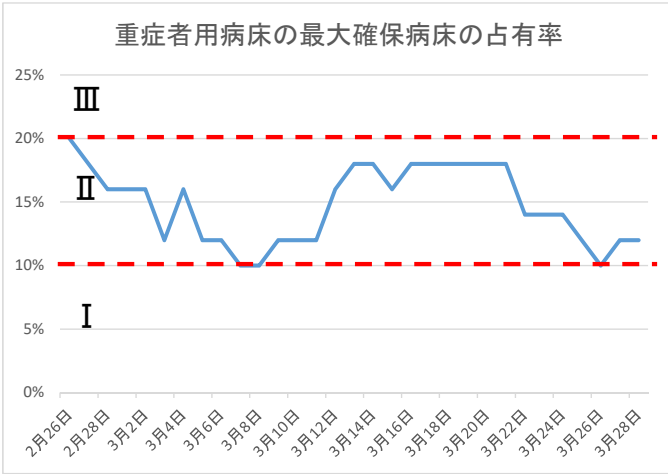
※4 検査実施日ごとの件数に基づく陽性率

※2 確保済みの病床等の数に対する割合

※5 直近一週間の陽性者数が先週と比較して多いか少ないが記載

※3 最大確保病床の数(50床)に対する割合

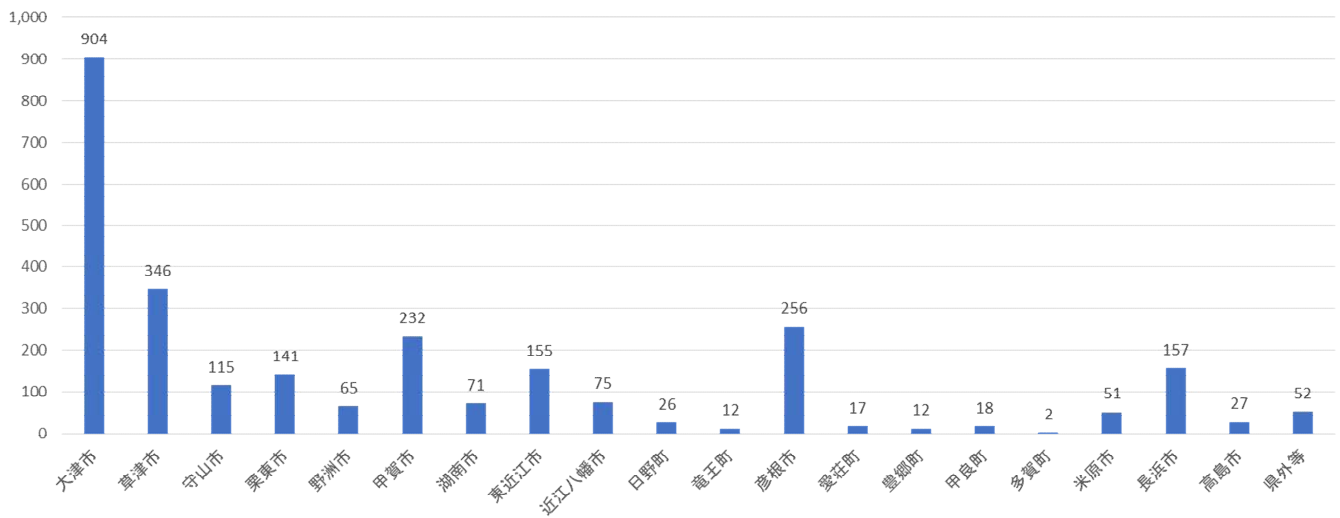
重症者数	重症者以外のICU(集中治療室)利用者数	重症者用病床の現時点の確保病床数	新規感染経路不明者(直近1週間分)	PCR等検査数(直近1週間分)
4人	2人	49床	14人	2,632件



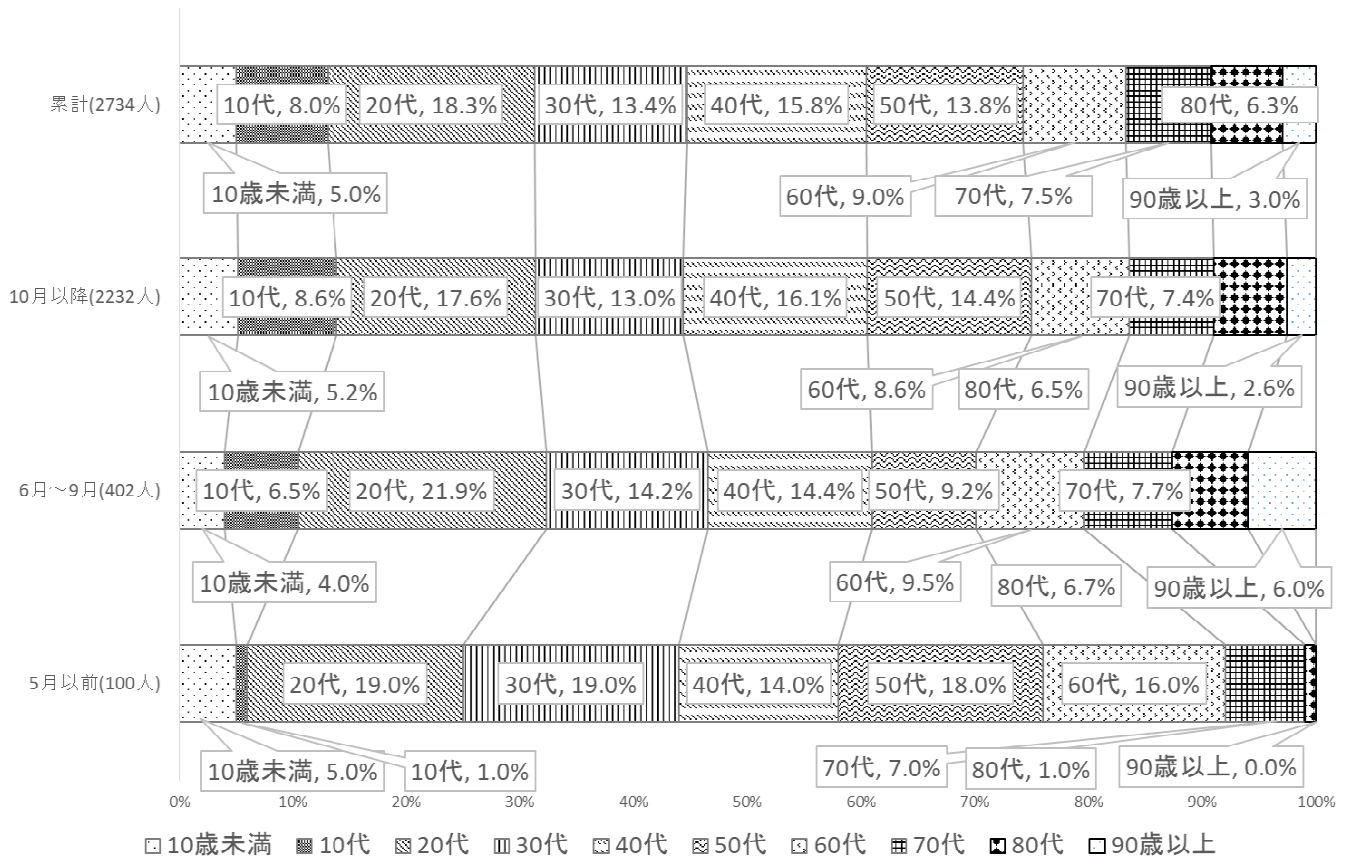
7)性別陽性者数

性別	陽性患者数
男性	1,372
女性	1,225
非公表(10歳未満)	137
計	2,734

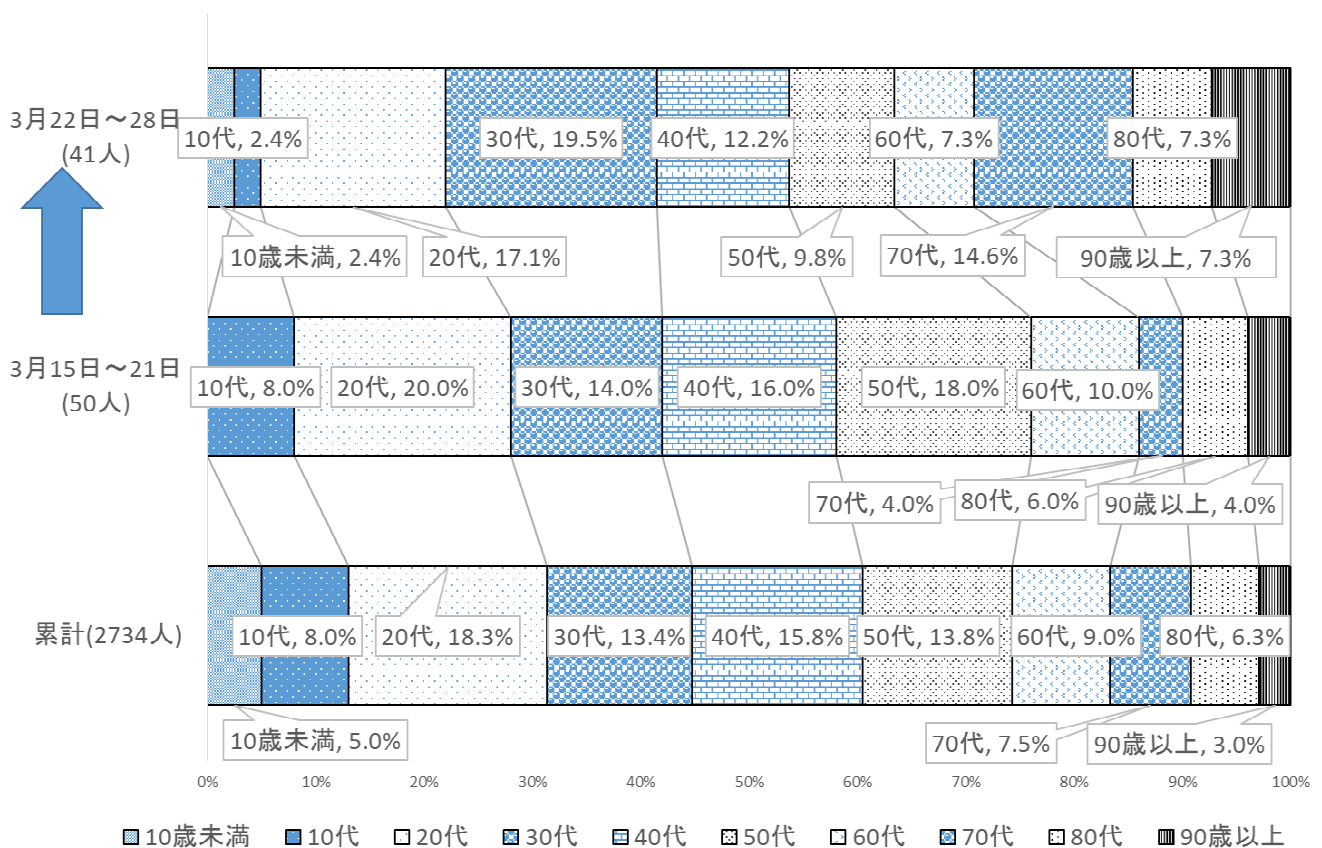
8)市町別陽性者数



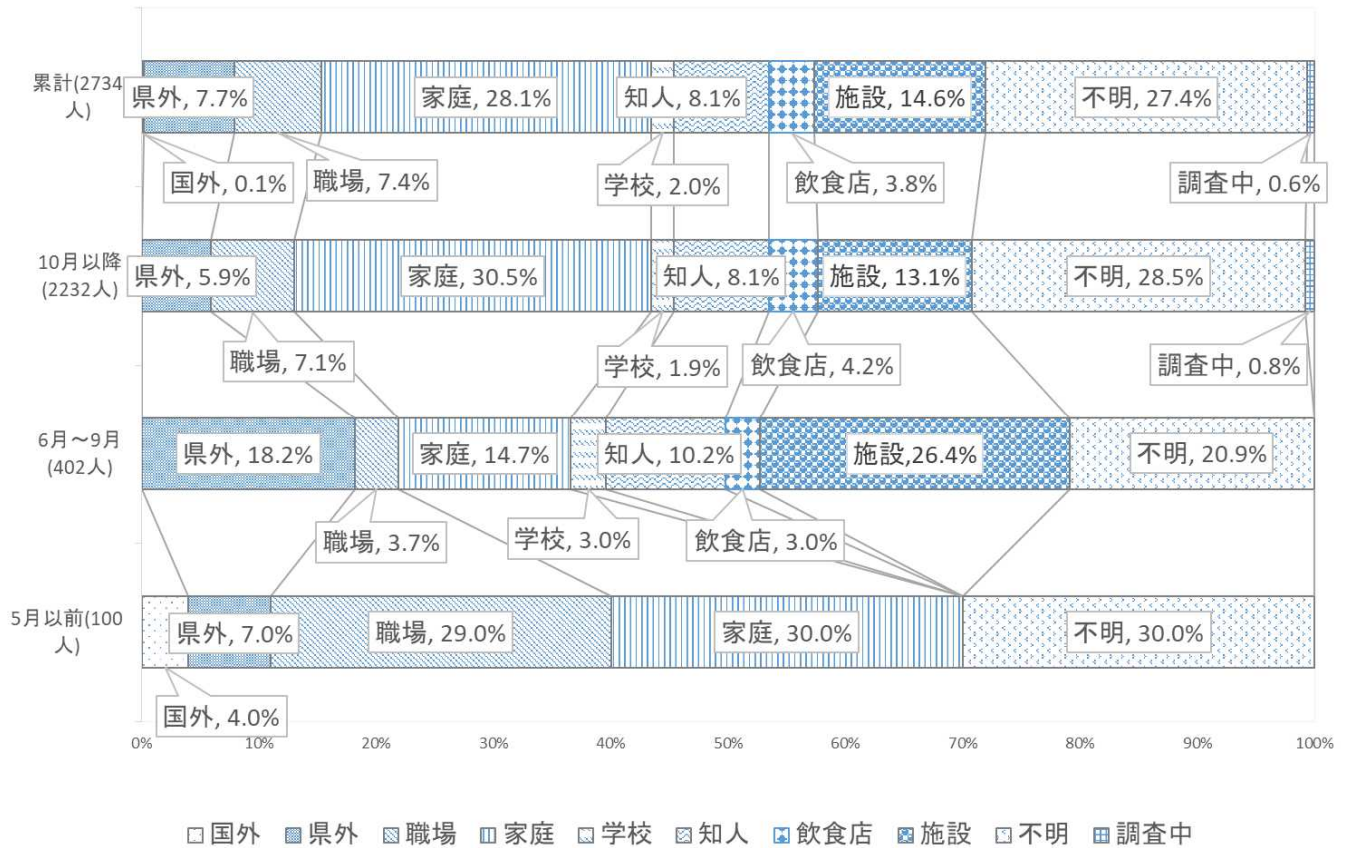
9)①年代別



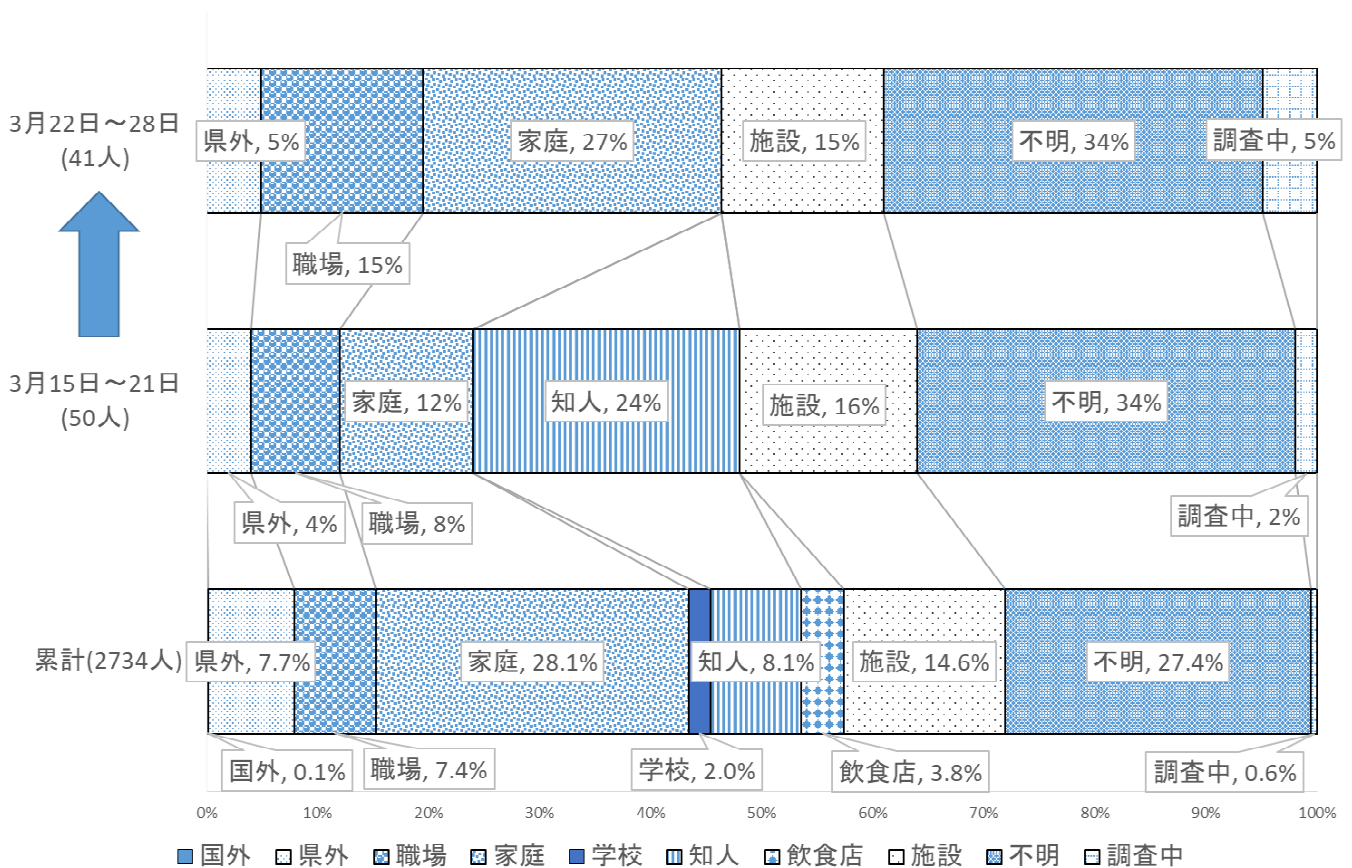
②年代別(週別)(3月28日現在)



10)①感染経路別



②感染経路別(週別)(3月28日現在)

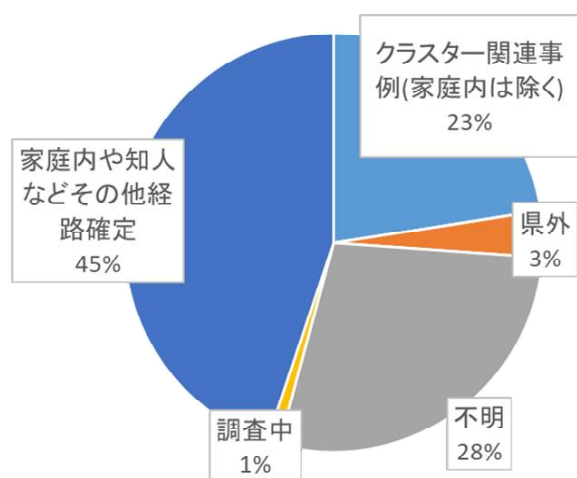


11)1月以降に発生したクラスターの状況

クラスター名	陽性者数(※)	検査件数	初めて感染者が確認された日	関連する感染者が確認された最終日
医療機関⑤	22	92	1月2日	1月13日
介護関連事業所⑤	31	112	12月31日	1月6日
介護関連事業所⑥	8	19	1月5日	1月9日
介護関連事業所⑦	7	59	1月4日	1月9日
事業所④	8	19	1月14日	1月16日
介護関連事業所⑧	5	62	1月1日	1月20日
会食③	7	14	1月17日	1月21日
飲食店③	24	132	1月20日	1月30日
事業所⑤	4	12	1月23日	1月23日
介護関連事業所⑨	17	153	1月22日	2月7日
会食④	8	55	1月24日	1月27日
医療機関⑥	5	134	1月23日	1月29日
医療機関⑦	23	390	1月29日	2月13日
医療機関⑧	7	220	2月1日	2月5日
会食⑤	7	19	1月30日	2月3日
障害福祉関連事業所①	5	6	2月12日	2月13日
介護関連事業所⑩	7	60	1月25日	2月12日
事業所⑥	6	40	2月12日	2月17日
医療機関⑨	5	150	2月13日	2月20日
飲食店④	22	50	2月15日	2月28日
医療機関⑩	40	234	2月19日	3月11日
事業所⑦	6	40	2月25日	2月27日
保育関連施設③	18	187	3月2日	3月6日
飲食店⑤	19	30	3月3日	3月9日
学校④	18	調査中	3月4日	調査中
飲食店⑥	9	15	3月3日	3月9日
介護関連事業所⑪	9	調査中	3月19日	調査中
介護関連事業所⑫	5	調査中	3月19日	調査中

※県内において確認された陽性者数

1月以降の感染者(計1,559件)に占めるクラスター等の割合

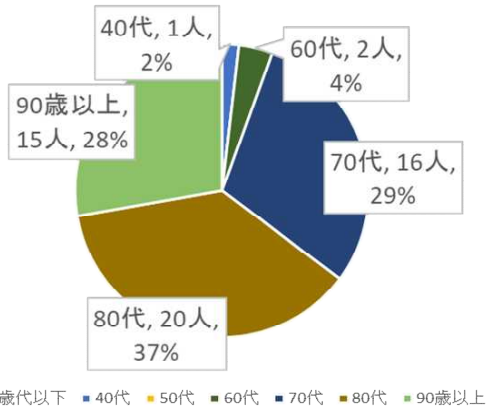


県内における1月以降のクラスター関連の陽性者は合計352名※で、1月以降の全陽性数の23%を占めています。

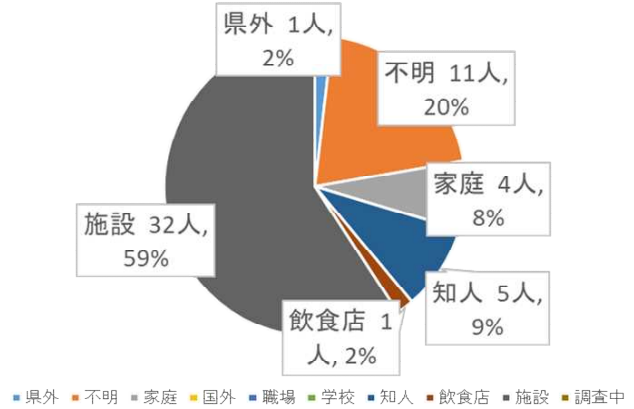
※1月以前のクラスター関連で1月に陽性が確認された者を含みます。

12) 死亡事例(計54件)の状況

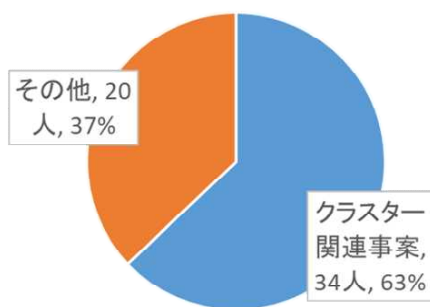
① 死亡者の年代別割合



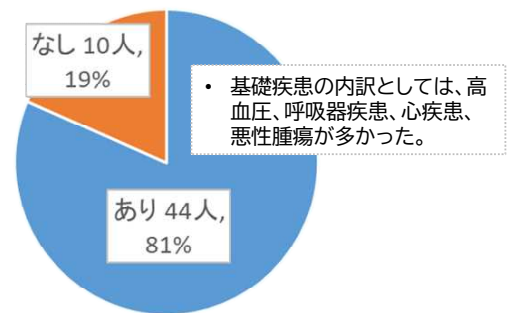
② 死亡者の感染経路別割合



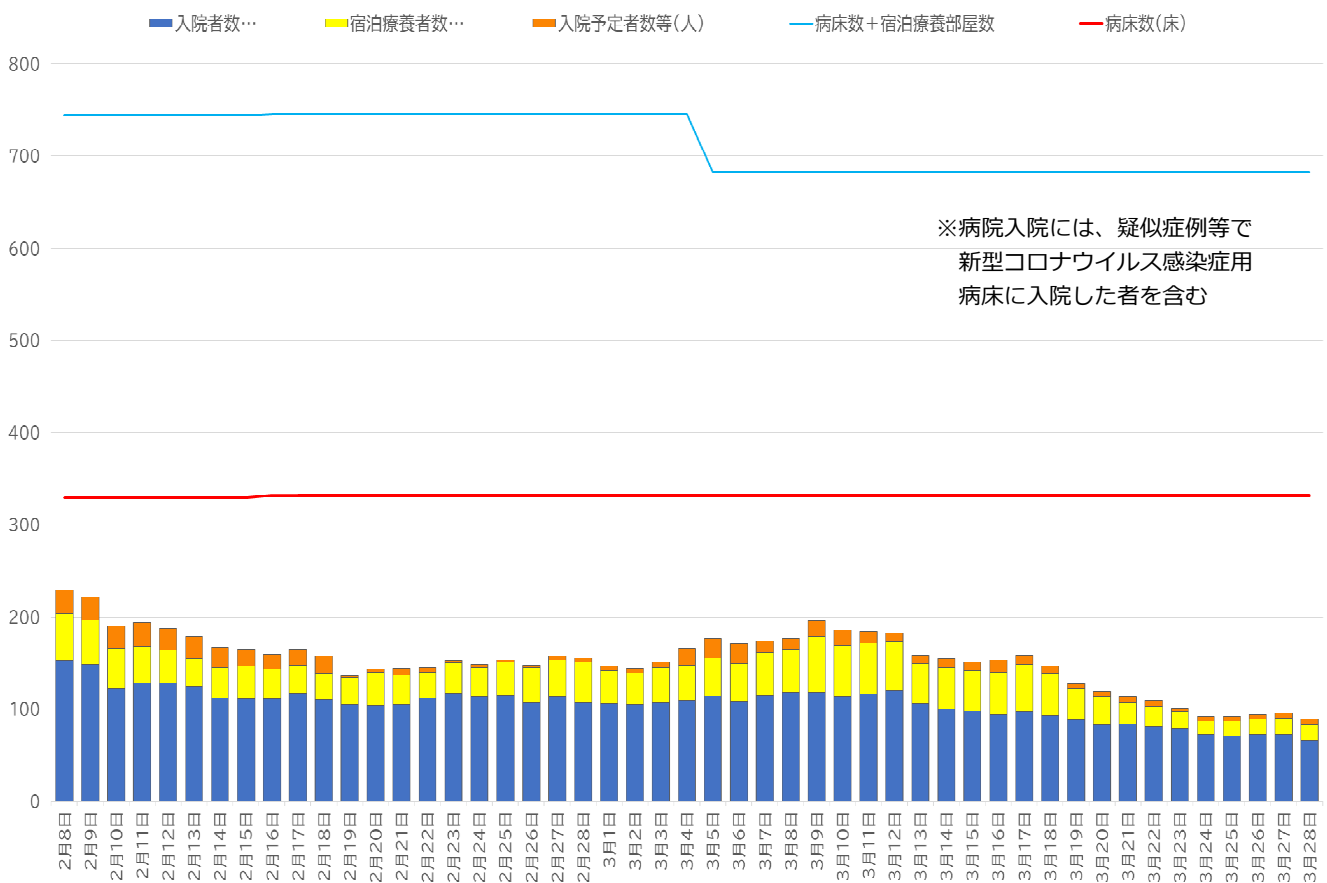
③ クラスター事例に関連する死亡者の割合



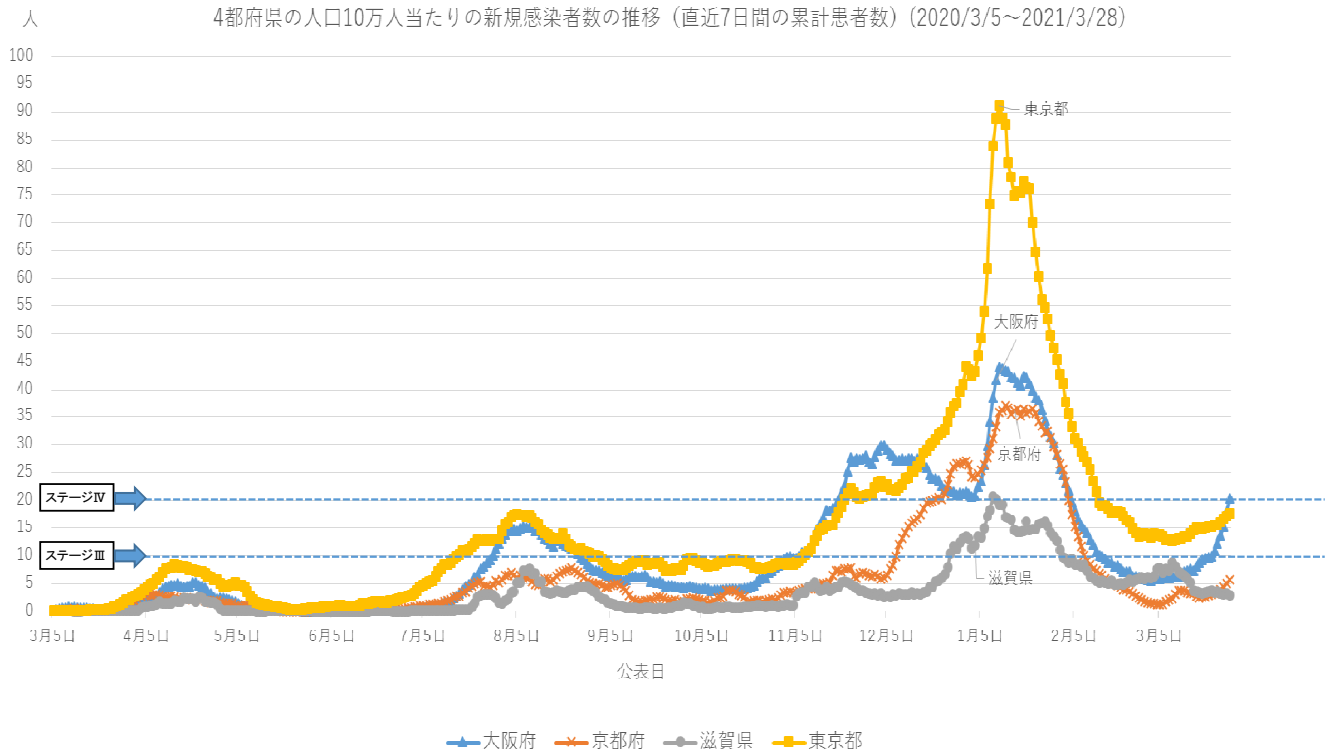
④ 死亡者の基礎疾患の保有状況



入院医療体制について



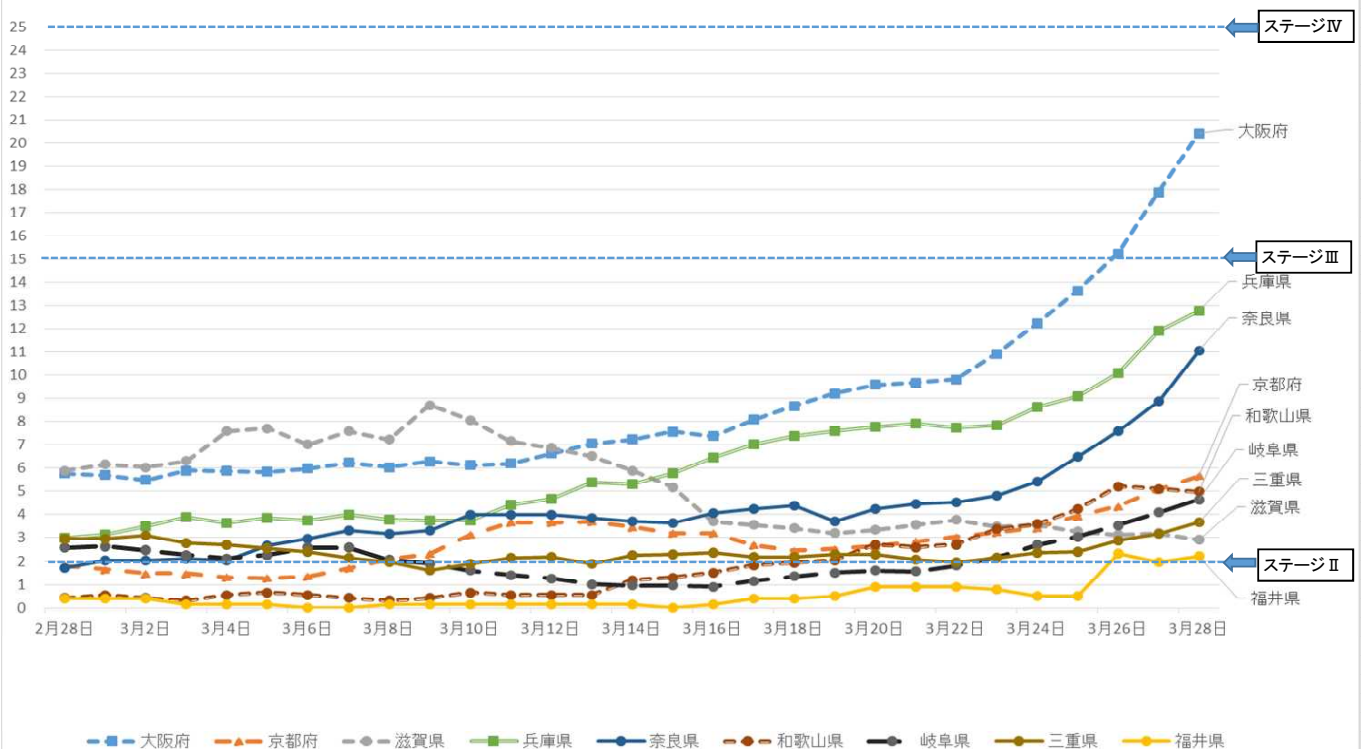
4都府県の発生動向



- 現在、滋賀県、京都府は現在はステージⅡの水準にあるが、東京都、大阪はステージⅢの水準にある。
- 3都府は現在、増加傾向がみられる。

近隣府県の発生動向

近隣府県の10万人当たりの新規感染者数の推移（直近7日間の累計患者数）（2/27-3/28）



- ほとんどの府県でステージⅡの水準で推移している。
- 一部の府県は、上昇傾向がみられる。

- 全国の新規感染者数は報告日ベースで増加傾向であり、大阪府、兵庫県、京都府など近隣府県では3月中旬以降増加傾向を認める。
- 本県では、3月中旬以降の週当たり新規患者数は低い値で推移し、多くの指標がステージⅡの水準で推移している。
- 全国全ての地域で緊急事態宣言が解除されたが、他府県の動向から本県においても今後増加するおそれもあるため再度の感染拡大を防止するためにはより適切な対策の継続が必要である。

クラスターの発生状況に係る分析④※

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、これまでに発生したクラスターについて、次のとおりまとめました。また、家庭内においても感染拡大が多く認められたことから併せて注意点をまとめました。(令和2年4月から令和3年3月19日までの集計)

項目	場所	件数	計	クラスター班 対応事例	クラスター班 延人数
職場	事業所	7	35件	2	5
	医療機関	10		6	32
	介護関連事業所	10		5	17
	学校	4		-	-
	保育関連施設	3		-	-
	障害福祉関連事業所	1		1	3
飲食	飲食店	6	11件	1	1
	会食	5		3	4
その他	学生寮	2	2件	1	2
合計			48件	19件	64人

この分析は、感染拡大防止を図るための課題等を、県民の皆さんと広く共有し、今後の取組につなげるために行うものであり、特定の個人や団体等について評価や指導等を行うためのものではありません。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる感染症であり、また、誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症です。関係する個人や団体等への偏見や誹謗中傷が生じないよう、ご理解をお願いしますとともに、当資料の適切なお取り扱いをお願いします。

※分析①：令和2年7月31日第20回本部員会議において公表
 分析②：令和2年8月28日第22回本部員会議において公表
 分析③：令和2年12月25日第29回本部員会議において公表

県内のクラスター事例から学ぶ 確認・強化すべき対策

• 職場

- 従事者等の体調を確認するシステムがない。体調が悪いにもかかわらず出勤、また、体調が悪い職員や利用者がいたときの対応が未整備
- 換気の悪い部屋に大勢集まって会議や食事
- 手指消毒などの基本的な感染症対策ができていない
- 更衣室・休憩室など場面の切り替わり時でマスクなしの会話 など

• 飲食

- 換気が悪く、狭いところでのカラオケや大声でのマスクなしの会話
- 普段一緒にいない人と距離を取らずマスクなしの飲食をした
- 体調が悪いにもかかわらず会食に参加 など

• 家庭内

- 会食などで家庭内に持ち込んだ
- 体調が悪いにもかかわらずマスクなしで会話しながら飲食
- 換気していない車内でマスクなしの会話 など



職場内感染を防ぐ 4 つのポイント

Point 1

出勤前後



- ✓ 体調に違和感がある場合は出勤を控える
- ✓ 体調不良者がいる場合の対応を決めておく
- ✓ 会食する際には感染予防をし、なるべく普段一緒にいる人と
- ✓ 家族や普段一緒にいる人以外と会食する際は特に注意

Point 2

仕事中



- ✓ 体に不調を感じた時は早めに申告
- ✓ 職場内でも適宜、手洗い・消毒・換気などの基本的な感染対策を
- ✓ 対面で会話をするときにはマスクの着用や仕切りの設置
- ✓ 車内でもマスクの着用と換気を

Point 3

休憩時



- ✓ 会話の際はマスク着用
- ✓ 休憩・更衣・食事の時間をずらす
- ✓ 休憩時や喫煙時など一息つく場面では特に注意
- ✓ 共有物品の消毒と定期的な交換を

Point 4

新しい働き方の実践



- ✓ テレワーク勤務の活用
- ✓ ローテーション勤務の活用
- ✓ 時差出勤の活用
- ✓ 会議はオンラインで
- ✓ 体調不良者が休みやすい環境づくりを

感染を防ぎ楽しく飲食するために 気を付けていただきたい3つのポイント +1

Point 1

誰と



- ✓会食する際には**感染予防**をし、なるべく**普段一緒にいる人**と
- ✓家族や普段一緒にいる人以外と会食する際は特に注意

Point 2

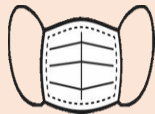
どこで



- ✓適切な換気や消毒など基本的な感染対策ができて**いるお店**で
- ✓**座席やテーブルの配置は十分な距離**をおいて（密接な状況は特に注意を）
- ✓車内で飲食する際は**黙食と換気**を

Point 3

どうやって



- ✓会話の時は**マスク着用**
- ✓箸やコップを**使い回さない**
- ✓**適度な酒量で大声を出さず、静かに**
- ✓体調が悪い場合は**参加しない**
- ✓**少人数・短時間で**
- ✓『もしサポ滋賀』のQRコードの読み取りを

Point 4

お店側も積極的な対策を



- ✓席やテーブルは十分な**距離**をとる対策を
- ✓十分な**換気や清掃・消毒**を
- ✓**利用客と従業員の健康確認**を
- ✓**食事の提供**を工夫（大皿での提供を避ける等）
- ✓『もしサポ滋賀』の登録とQRコードが読み取りやすい工夫を（利用客への声掛けやテーブルに張るなど）

家族を守るために 家庭で気を付けていただきたい4つのポイント +1

Point 1 家庭に持ち込まない



- ✓会食する際には**感染予防**をし、なるべく**普段一緒にいる人**と
- ✓家族や普段一緒にいる人以外と会食する際は特に注意

Point 2 家庭内で広げない



- 普段接しない人とのマスクなしでの会話をした場合や、風邪などの症状がある場合は、
- ✓食事の**時間をずらす**
 - ✓**部屋を分ける**
 - ✓同室で過ごす場合は**マスクの着用**

Point 3 車の中でも感染対策を



- ✓**適度な換気**
（エアコンを外気導入にし、窓を開ける）
- ✓**マスクを着用**

Point 4 基本的な感染対策も十分に



- ✓帰宅時および**飲食前には手洗い**
- ✓**咳エチケット**の実践
- ✓**タオルの共有**をしない
- ✓**部屋の定期的な換気**
- ✓こまめな**共有部分の消毒**
（利用客への声掛けやテーブルに張るなど）

+1 コロナに負けない健康づくりを



- ✓**栄養や休養**をしっかりとる
- ✓**適度な運動**の実施
- ✓**ストレス**をためない

・ 医療・介護

施設内にウイルスを持ち込まない

- ・ 勤務時間外においても、全ての職員が手洗い、マスク着用および3密回避などの適切な感染対策を実施するように啓発する。
- ・ 家族以外と会話する場合はマスクを着用する。

早期発見・早期対応

- ・ 健康チェックは発熱の他に、咽頭痛、鼻汁などの軽微な症状も対象とする。
- ・ 職員に体調異常を認めた場合、組織内での情報共有と職員が自宅待機できる体制を構築する。

施設内でウイルスを拡げない

- ・ 利用者は常時マスクを着用し、デイルーム、食堂における身体距離を確保する。
- ・ 職員は標準予防策、飛沫感染対策および接触感染対策などの基本的な対策の正しい知識を得る。
- ・ 職員の感染対策を目視により確認し、基本的な対策が実施できていることを確認する。
- ・ 施設職員のみで対策の確認ができない場合は、外部の専門家の支援を受ける。
- ・ 有事に感染対策の実施と確認および施設の機能を維持するための方法を検討する。
- ・ 介護度・看護度が高い利用者の介護は、標準予防策と併せて飛沫感染対策および接触感染対策も強化する。
- ・ 夜勤も含めて、適切な感染対策を実施できる体制を構築する。特に介護度が高い病棟への応援には、感染対策とともに病棟特性に応じて職員を選択する。

医療機関・介護関連事業所で気を付けていただきたい **3** つのポイント

Point 1

施設内へ持ち込まない

- ✓ 家族以外と会話する場合はマスクを着用し、1m以上の距離を確保する
- ✓ 症状がないことを確認してから勤務する
- ✓ 職員の施設外行動（兼業など）においても、基本的な対策と3密回避などを徹底する

Point 2

早期発見・早期対応

- ✓ 毎日の体調チェックは発熱の他に、咽頭痛、鼻汁などの軽微な症状も対象とする
- ✓ 責任者への報告の基準を明確にする
- ✓ 異常時の対応を明確にする
- ✓ 上記手順を記載したマニュアルを周知する

Point 3

施設内で拡げない

- ✓ 利用者は常時マスクを着用かつ利用者間で身体距離を確保する
- ✓ 職員は標準予防策、飛沫感染対策および接触感染対策などの基本的な対策の正しい知識を得る
- ✓ 職員が適切に感染対策できていることを確認する体制を構築する
- ✓ 介護度・看護度が高い利用者には、標準予防策、飛沫感染対策および接触感染対策を強化する
- ✓ 夜勤も含めて、適切な感染対策を実施できる体制を構築する。特に介護度が高い病棟への応援には、感染対策とともに病棟特性に応じて職員を選択する。
- ✓ 有事に施設の機能が維持できる体制を平時に協議する

新型コロナウイルス感染症への 今後の対応方針について



滋賀県
(令和3年3月29日)

1. PCR検査および積極的疫学調査の強化

2. 変異株監視体制の強化

3. 医療提供体制の再構築

4. ワクチン接種の推進

5. 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」における
感染リスクを下げながら会食するポイント

1. PCR検査および積極的疫学調査の強化

- 高齢者施設等や感染拡大地域での積極的検査の実施
- 次なる波に備えた検査体制の整備
- 積極的疫学調査実施体制の充実

高齢者施設等での積極的検査の実施

- 高齢者施設や医療機関等で感染者が確認された場合に、全員を原則対象とした検査を引き続き積極的に行う。
- 感染者が確認された施設の状況や地域の発生状況により一斉・定期的な検査を実施する。

感染拡大地域での積極的検査の実施

- 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域で、感染が地域へ拡大しやすい場所・集団に対する検査を実施する。

検査体制の見直し・強化

- 次なる波に備え、必要な検査体制を整備する。
- 一斉・定期的な検査の実施体制など、さらなる検査体制の強化を行う。

積極的疫学調査の徹底と体制の充実

- 保健所において、他者に感染させる可能性のある期間の行動歴を調査する「前向き積極的疫学調査」はもとより、感染源の推定のための発症前の行動歴等を調査する「後ろ向き積極的疫学調査」を引き続き実施する。
- 保健所の体制整備を行ってきたところであるが、さらなる感染拡大に備え、疫学調査を実施できる職員を育成するなど体制を強化する。
- 積極的疫学調査において、外国人の感染者が安心して協力できるよう、今後も、通訳や翻訳機を活用する。

2. 変異株監視体制の強化

- 変異株を早期に検査する体制の整備
- 変異株の検査範囲の拡大

検査体制の強化

- 衛生科学センターの変異株スクリーニング検査について、民間検査機関に拡充することや早期に検査する仕組みを検討し、検査体制を強化する。

検査範囲の拡大

- 変異株スクリーニング検査の対象を早期に陽性者数全体の40%程度まで引き上げるため、衛生科学センターに搬入され陽性が判明した検体に加え、医療機関で陽性が判明したものも含め、衛生科学センターで回収が可能な陽性検体すべての検査を行う（別紙1）。

3. 医療提供体制の再構築

- これまでの1日最大の2倍程度の感染急拡大時における対応方針の検討・決定
- 一連の患者対応が目詰まりなく円滑に流れるよう、特に後方支援病院の拡充
- 病床ひっ迫時等における変異株の感染者受入れを想定した宿泊療養体制の準備
- 自宅療養者への適切な健康観察の実施、症状出現時等の受診体制の確立
- 自宅療養者への生活支援を継続して実施

病床・宿泊療養施設確保計画の再点検

- 国事務連絡に先んじて令和3年2月26日に見直した本県の病床・宿泊療養施設確保計画について再点検を行いつつ、感染者が短期間で急激に増加した時の対応方針等を検討・決定し、そのために必要となる体制整備を行う。

入院から退院、在宅復帰に至る円滑な流れの構築

- 重症コロナ病床から軽症コロナ病床への転院、新型コロナから回復後の後方支援病院への転院や高齢者施設等における受入れが円滑に行われるよう、後方支援病院の拡充やリスト化、関係者・関係機関のさらなる連携強化等に取り組む。

宿泊療養体制の確保・充実

- 引き続き宿泊療養施設は常時確保するとともに、今後、変異株に感染した患者を宿泊療養施設で受け入れる必要が出てきた場合に備え、フロア運営方法のあり方や陰性確認2回を実施できる検査体制整備等の検討・準備を進める。

自宅療養者への医療提供等

- 自宅療養は原則行わない方針を継続するが、自宅療養者が発生した場合は、症状の変化を迅速に把握するために必要となるパルスオキシメーターを貸し出すとともに、保健所が毎日電話により丁寧な健康観察を引き続き行う。
- 保健所業務のひっ迫時にも、自宅療養者に対する健康観察が適切に実施できるよう、健康観察業務の訪問看護ステーションへの委託について取組を進める。
- 症状悪化時や処方必要時に対応できるよう、湖南圏域では地域医師会および地域薬剤師会との連携によるオンライン診療体制を確立している（別紙2）。他の圏域においても地域の事情に合わせて体制確保に取り組む。また、急変時に円滑に救急搬送できるよう消防本部との情報共有を引き続き図る。

自宅療養者等の生活支援

- 自宅療養者が自宅療養に専念できるよう、引き続き食料支援に取り組むとともに、その内容の改善や配送等の委託化を検討する。その他の生活支援については、市町にも協力を依頼し、ニーズに対応できるよう取組を進める。併せて、濃厚接触者についても食料支援の実施に向けて取り組む。

4. ワクチン接種の推進

- 国の配送スケジュールに基づいたワクチン接種の着実な推進
- ワクチン接種の相談体制の充実と広報の展開
(別紙3)

接種スケジュール

- 医療従事者等向けワクチン接種については、3月5日から開始し、6月中旬に完了する予定である。
- 高齢者向けワクチン接種については、国からのワクチン配送が6月末までとなり、各市町の接種計画に基づき推進できるよう、県として必要な支援を行っていく。

相談体制・広報

- 副反応などの専門的な相談を受け付けるコールセンターについて、接種後の相談に常時対応できるよう、できるだけ早期(4月中旬までを目途)に24時間体制を確保する。
- 高齢者向けワクチンの配分時期が4月となり、市町により接種券の送付時期等が異なることから、市町に影響が出ないような時期、内容を考慮して県の広報を展開する。

5. 感染リスクを下げながら会食するポイント

～コロナとのつきあい方滋賀プラン～

- 会食にあたってのポイントを作成
- 「もしサポ滋賀」の普及

会食する際のチェックシート

- 新型コロナウイルス感染症とつきあっていく中での、会食にあたってのチェックポイントを示す。
(別紙4)

★チェックポイント(抜粋)

【会食前】

・感染対策がとられているお店か …

【会食時】

・座席やテーブルの配置は十分な距離をとる …

【店舗の感染対策】

・手指消毒用のアルコールの設置 …

「コロナとのつきあい方滋賀プラン」における
感染リスクを下げながら会食するポイント
～人と人のつながりを大切に～

感染拡大を防ぎつつ、会食を楽しんでいただくためのポイントをとらえましたので、実践をお願いします。

会食前

- 『もしサポ滋賀』登録店舗など感染対策がとられているお店か
- 体調が悪い人は参加していないか
- 少人数であるか
(同席家族を除き、できるだけ1席あたり4人以内)

会食時

- 座席やテーブルの配置は十分な距離をとる
- 会話の時はマスクを着用
- 箸・マドラーなどを使い回しをしない
- グラス・玉の直し飲みはしない
- お酒は適度な量で大声を出さず、静かに
- 短時間にすむ
- 『もしサポ滋賀』のQRコードを読み取る
(「COCOA」の活用)

家族や普段一緒にいる人以外と会食する際は特に注意してください！
また、少人数であるほど、短時間であるほど感染リスクは下がります。いろいろな対策を組み合わせ、感染リスクを下げる工夫をお願いします。

店舗の感染対策ポイント

QRコードをメニューに提示したり、テーブルに貼るなど、読み込みやすい工夫をお願いします！

入店時

- 手指消毒用のアルコールの設置
- 発熱・咳などの症状のあるお客様の利用制限
- 『もしサポ滋賀』のQRコードの読み取りをお願いします

密接回避

- 席やテーブルは十分な距離をとる(最低1m以上)

食器

- 大皿での提供をさける
- 大皿で提供する場合は、取り箸や小皿をつける

飛沫防止

- 従業員のマスクの着用
- パーティションの設置

消毒

- 手が触れる部分はこまめに消毒

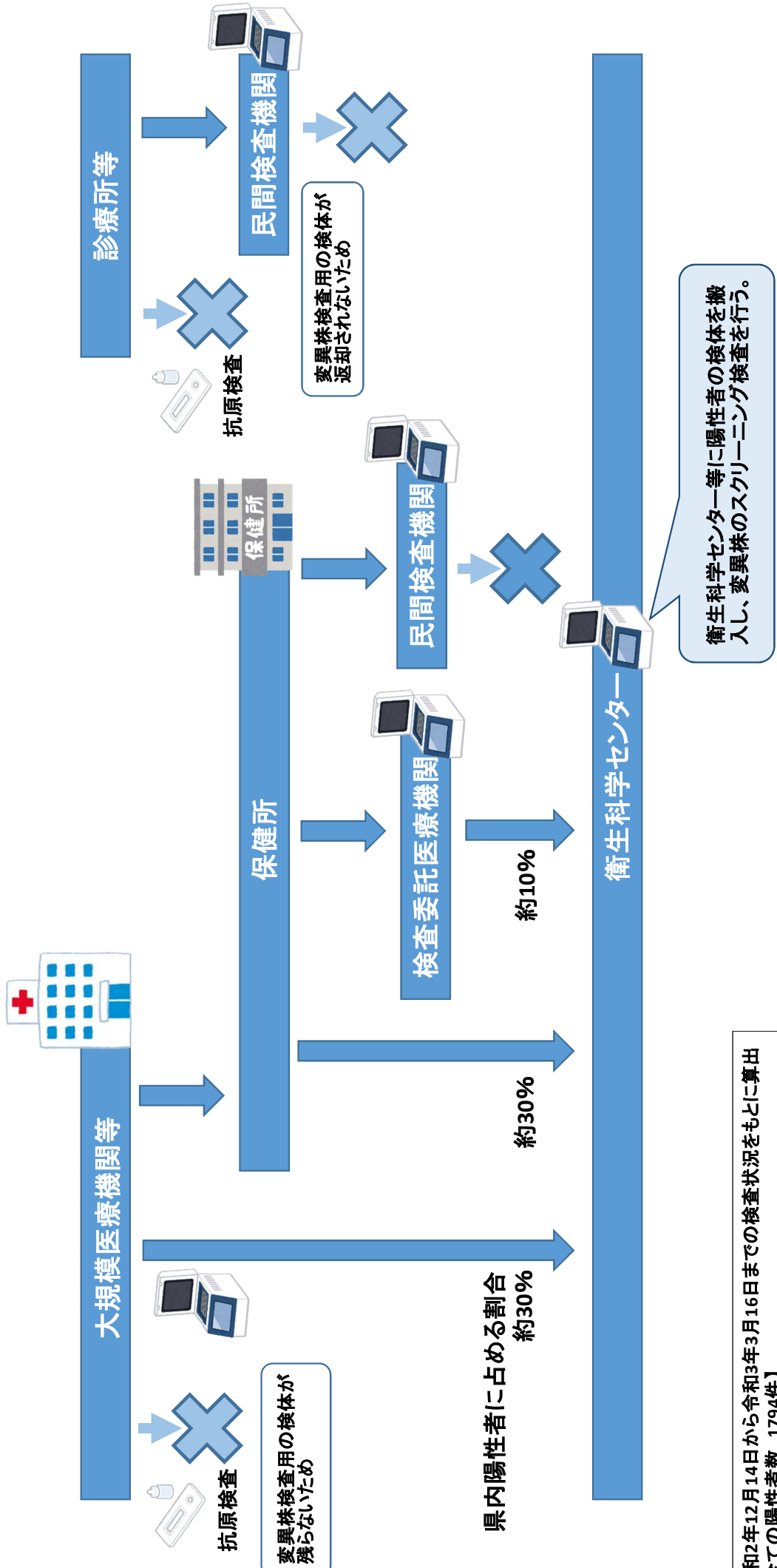
換気

- 常時機械換気
- 30分ごとに窓・ドアを開けて換気(常時換気できない場合)
- 換気はCO₂濃度1,000ppm超が目安です。CO₂センサーを活用することで、換気のタイミングがわかります

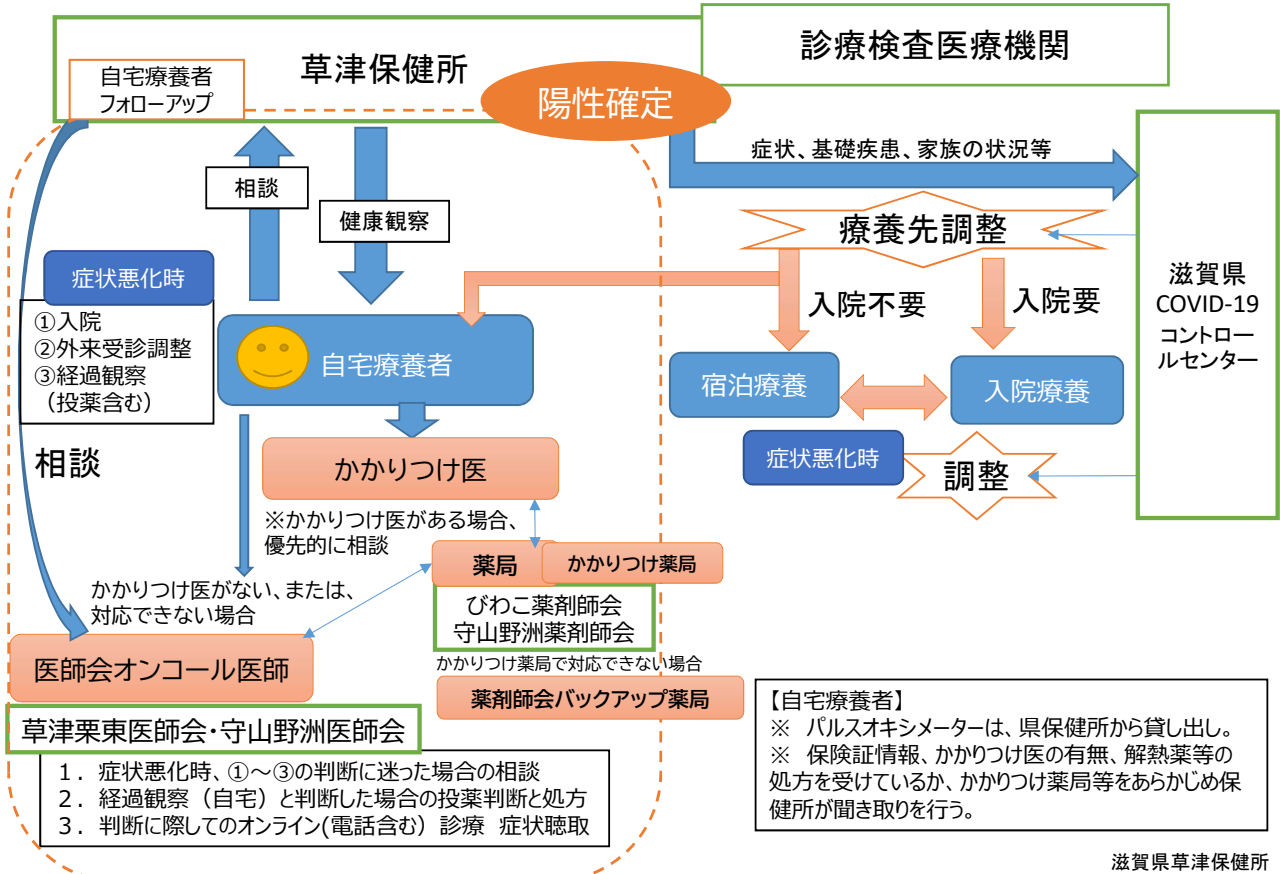
「もしサポ滋賀」の普及

- 万が一の場合にも感染の拡大を少しでも抑えることができるよう、「もしサポ滋賀」の普及に引き続き取り組んでいく。

変異株スクリーニング検査範囲拡大のための採取した検体の流れ(イメージ)



令和2年12月14日から令和3年3月16日までの検査状況をもとに算出
【全ての陽性者数 1794件】



湖南圏域 新型コロナ自宅療養者のフォローアップ体制

【自宅療養者】 もともとは無症状、軽症

- 健康観察 1日2回
- 保健所の保健師等が、電話にて毎日確認

新型コロナの症状が悪化した場合

継続中の薬剤が不足した場合

- ①入院
- ②外来受診調整
- ③経過観察（投薬含む）

医師会

- ★まず、かかりつけ医に依頼
- ★かかりつけ医がない場合、対応が困難な場合、医師会オンコール医師に依頼

1. 症状悪化時、①～③の判断に迷った場合の相談
2. 経過観察（自宅）と判断した場合の投薬判断と処方
3. 判断に際してのオンライン(電話含む)診療 症状聴取

薬剤師会

- ★まず、かかりつけ薬局に依頼
- ★対応が困難な場合、薬剤師会バックアップ薬局に依頼

医師から処方箋の応需依頼があった場合

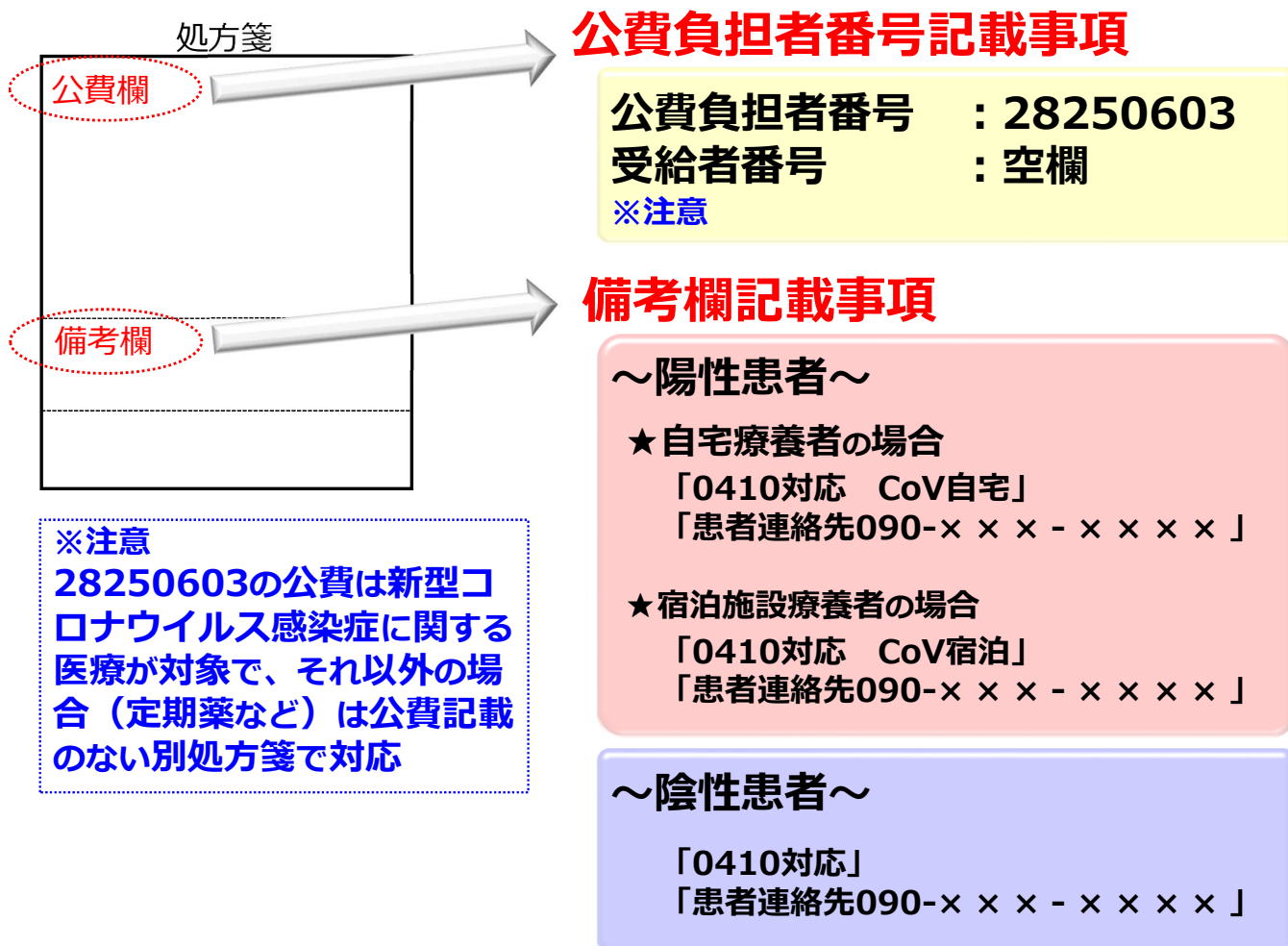
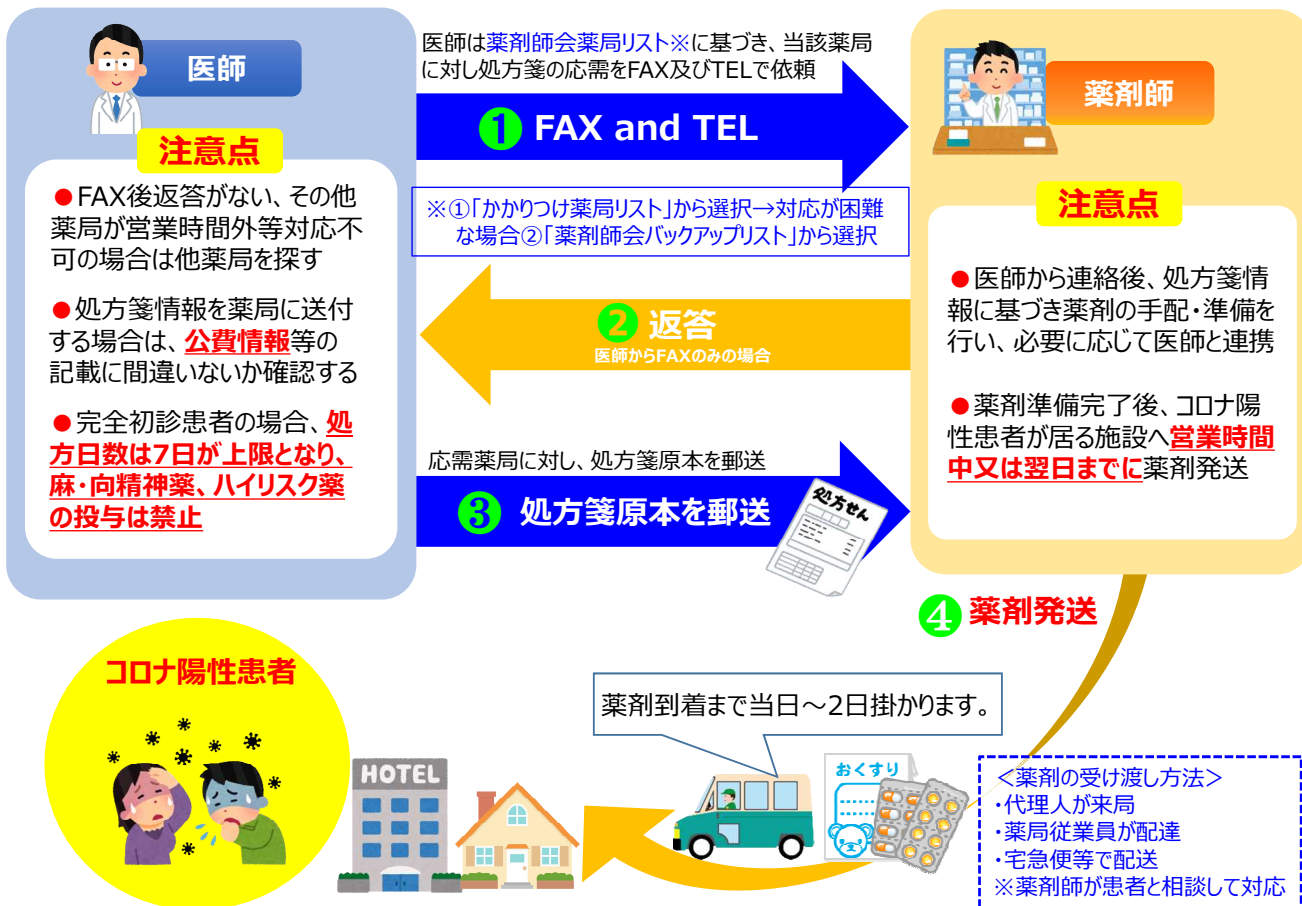
1. 必要時医師との連絡(応需できない場合も必ず連絡)
2. 処方箋情報に基づく患者への服薬指導、自宅への薬剤配達

- ※ 対応は、基本的に日中、営業時間内
- ※ 夜間急変時は、救急対応（救急隊 了解済み）

0410対応 * 新型コロナウイルス陽性患者に係る医師・薬剤師の連携フローチャート

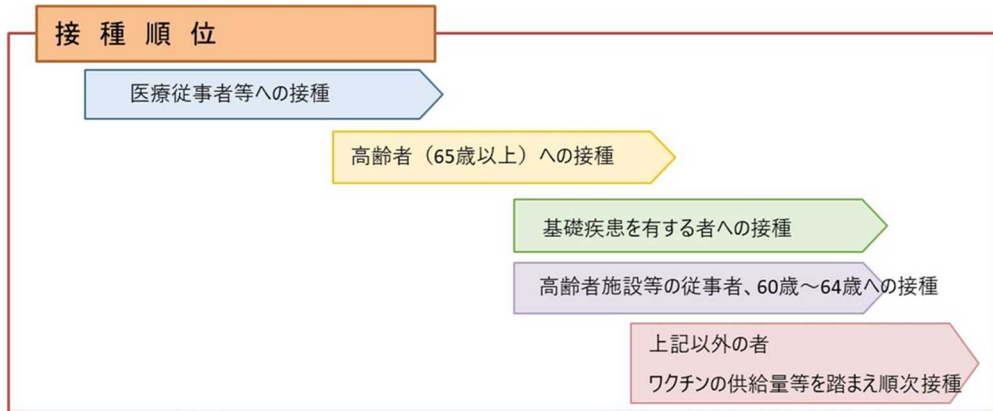
医師への周知用

* 令和2年4月10日厚労省事務連絡（新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて）



ワクチン接種の推進について

発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、市町や医療機関等と「連携」を図りながら、国が示す配送スケジュールに基づき「安全・安心」かつ「着実」に推進する。



1 医療従事者等向けワクチン接種

(1) 接種予定者数

約 45,000 人

(2) ワクチンの配送スケジュール

- ・第1弾 3月5日、3月11日 計10箱
(3月5日から接種開始)
- ・第2弾 3月26日、4月1日 計4箱
- ・第3弾 4月12日の週、4月19日の週 計24箱

※いずれも3週間後の2回目接種分の配送を厚労省が確約。

(3) 今後の接種予定

- ・4月末 13,500人(30%) (1回目の接種完了の累計)
- ・5月10日の週には、対象者全てが2回分の接種可能な量が出荷される予定
- ・5月末 36,000人(80%) (1回目の接種完了の累計)
- ・6月中旬 対象者の接種を完了

※1バイアルは5回分、1人2回接種で算出

【1箱あたりの接種回数と人数】

$$195 \text{ バイアル} \times 5 \text{ 回分} = 975 \text{ 回接種分}$$

$$975 \text{ 回接種} \div 2 \text{ 回} \div 487 \text{ 人分}$$

2 高齢者向けワクチン接種

(1) 市町への配分の考え方

各市町の高齢者比率（65歳以上）で案分して配分する。 ※対象者数 約369,000人

(2) ワクチンの配送スケジュール

- ・第1クール 4月5日の週 2箱
- ・第2クール 4月12日の週 10箱
- ・第3クール 4月19日の週 10箱

※いずれも2回接種分まで含まれている。

(3) 今後の予定

- ・4月26日の週には、全国で1,741箱、各市町村に1箱ずつ出荷される予定
- ・6月末までに、高齢者全てが2回分の接種可能な量が出荷される予定
- ・各市町の接種計画に基づき推進

3 ワクチン専門相談窓口

(1) 現況

副反応など県民からの専門的な相談を受けるコールセンターを設置した。

- ・ 設置期間：令和3年3月1日～令和4年3月31日（外部委託）
- ・ 受付時間：毎日午前9時から午後5時まで（土日・祝日含む）
- ・ 相談体制：5名で対応（看護師4名、薬剤師1名。庁外に常駐）
- ・ 受付方法：電話、FAX、メール

■ 専門相談窓口の相談件数・内容（開設後3週間：令和3年3月1日～28日）

件数	手段内訳			内容内訳		
	電話	FAX	メール	接種前の副反応の心配	接種後の副反応の相談	それ以外
290	278	2	10	129	4	157

(2) 今後の対応

できるだけ早期（4月中旬までを目途）に、副反応の症状が出た場合の相談に常時対応できるよう、24時間体制で相談を受け付けるようにする。

4 ワクチン接種に係る県民への広報

高齢者向けワクチンの配分時期が4月となり配分量も少なかったため、市町により接種券の送付時期、接種の開始時期、接種の対象が異なることから、市町に影響がでないような時期、内容に考慮して県の広報を展開する。

(1) 令和2年度

- ・ テレビCM（放送期間：3月17日～31日）
びわ湖放送で、「接種前」の相談編の1パターンのCM
- ・ ホームページ
随時更新

(2) 令和3年度の予定

- ・ テレビCM（放送期間：年間を通して数パターン）
- ・ 新聞折り込み（折込日：4月下旬）
- ・ チラシ、ポスター（配布日：4月下旬）
- ・ フリーペーパー（発行日：4月下旬）
- ・ ホームページ
随時更新

感染リスクを 下げながら会食する

ポイント

～人とのつながりを大切に～

感染拡大を防ぎつつ、会食を楽しんでいただくためのポイントをまとめましたので、実践をお願いします。

会食前



- 『もしサポ滋賀』登録店舗など感染対策がとられているお店か
- 体調が悪い人は参加していないか
- 少人数であるか
(同居家族を除き、できるだけ1卓あたり4人以内に)

会食時



- 座席やテーブルの配置は十分な距離をとる
- 会話の時はマスクを着用
- 箸・マドラーなどを使い回しをしない
- グラス・盃の回し飲みはしない
- お酒は適度な量で大声を出さず、静かに
- 短時間にする
- 『もしサポ滋賀』のQRコードを読み取る
(『COCOA』の活用)

家族や普段一緒にいる人以外と会食する際は特に注意してください！

また、少人数であるほど、短時間であるほど感染リスクは下がります。いろいろな対策を組み合わせ、感染リスクを下げる工夫をお願いします。



店舗の感染対策 ポイント👆

QRコードをメニューに掲示
したり、テーブルに貼るなど、
読み込みやすい工夫を
お願いします！



入店時

- ☐ 手指消毒用のアルコールの設置
- ☐ 発熱・咳などの症状のあるお客様の利用制限
- ☐ 『もしサポ滋賀』のQRコードの読み取りをお願いします

密接回避

- ☐ 席やテーブルは十分な距離をとる（最低1m以上）

食器

- ☐ 大皿での提供をさける
- ☐ 大皿で提供する場合は、取り箸や小皿をつける

飛沫防止

- ☐ 従業員のマスクの着用
- ☐ パーティションの設置

消毒

- ☐ 手が触れる部分はこまめに消毒

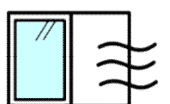
換気

- ☐ 常時機械換気
- ☐ 30分ごとに窓・ドアを開けて換気（常時換気できない場合）



換気はCO₂濃度 1,000ppm超が目安です。

CO₂センサーを活用することで、換気のタイミングがわかります



CO₂センサー

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業 【緊急枠】

緊急事態宣言の再発令により影響を受けた県内中小企業等を対象として、売上確保のために行う緊急的な取組に必要な経費の支援(A)および国の一時支援金(B)への上乗せを実施します。

※ A:売上確保支援(補助金)、B:国の一時支援金への上乗せ(給付金)の **いずれか一方のみ申請可能。**

	A：売上確保支援（補助金）	B：国の一時支援金への上乗せ（給付金）
受付期間	<p>(1) オンライン申請 令和3年3月26日(金)から4月30日(金)まで</p> <p>(2) 郵送申請 令和3年4月5日(月)から4月23日(金)まで (消印有効)</p> <p>(※) 4月下旬から交付決定を予定</p>	<p>令和3年4月5日(月)から9月下旬まで</p> <p>(※) 国の一時支援金の給付状況により、変動する可能性があります。</p>
対象者	<p>飲食店、飲食関連事業を中心として、緊急事態宣言の再発令により影響を受けた県内中小企業等のみなさま (※)詳細は裏面に掲載</p> <p>(売上2019年または2020年同月比30%以上減を対象)</p>	<p>一時支援金(国)を受給した県内中小企業等のみなさま</p>
対象事業	<p>売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費 (※)詳細は裏面に掲載</p> <p>(令和3年1月1日(金)から10月31日(日)までの取組が対象)</p>	<p>—</p>
補助限度額	<p>50万円 (下限 20万円)</p>	<p>10万円 (20万円(※))</p> <p>(※) 家賃(月額)30万円以上支払っていることが確認(国の家賃支援給付金で確認)できる事業者については20万円給付</p>
補助率	<p>9/10以内</p>	<p>定額</p>

申請ページ : <https://shiga-kinkyushien.com/> (3月26日(金)9時から)

注意:実際に購入されたことが分かる領収書、レシート等が必要となりますので、捨てずに保管しておいてください。

<お問い合わせ先>

滋賀県経営力強化支援コールセンター

開設時間/平日 9:00~17:00(3月26日(金)9時から開設) TEL: 0570-087-770

<ご参考>

A：売上確保支援（補助金）

◇ 対象者

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】補助金の補助対象者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、2021年1月13日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する事業者で次の要件のいずれかを満たす者

- (1) 2021年1月14日以前に開業しており、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者または大企業
 - (2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等
- ※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は補助対象事業者には該当しない。

<参考：対象となる業種>

農業・林業・水産業、建設業、製造業、小売業、卸売業、金融業、保険業、不動産業、運輸業、サービス業、飲食業、理容・美容業、宿泊業、電気・ガス・水道業、その他

◇ 補助事業

売上確保のために実施する販路開拓等に関する事業

<補助対象となり得る取組事例>

- ◆ テイクアウトやデリバリーに要する経費
 - ・ テイクアウト用購入備品費
 - ・ 配達用のバイク
 - ・ テイクアウト用メニューを開発するに際して必要な経費
 - ・ EC サイト出展に際して必要な経費
- ◆ 新商品開発に要する経費や新業態への進出に要する経費
- ◆ 事業について、PR するためのチラシや DM、SNS の広告経費
- ◆ 対面での感染症対策に資する経費

◇ 補助対象経費

事業費	謝金、旅費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、通信運搬費、資料購入費、外注費、備品購入費、試作費、受講料、借損料、出展料、委託料、対面での感染症対策用資機材等
-----	---

- ※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。
- ※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。
- ※3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。